

○上尾市下水道指定工事店規則

平成18年3月31日規則第29号

改正

平成22年2月24日規則第6号  
平成23年1月12日規則第2号  
平成26年3月31日規則第10号  
平成28年3月31日規則第28号  
平成29年3月23日規則第7号  
令和3年7月27日規則第64号  
令和3年10月20日規則第86号

上尾市下水道指定工事店規則

上尾市下水道指定工事店規則（平成10年上尾市規則第40号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、上尾市下水道条例（昭和50年上尾市条例第18号。以下「条例」という。）第2章の2の規定に基づき、指定工事店及び責任技術者の指定、登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定工事店の指定の申請）

第2条 条例第8条の4の規定による指定工事店の指定の申請は、上尾市下水道指定工事店指定申請書（新規・継続）（第1号様式）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）申請者が個人の場合にあつては、住民票記載事項証明書又は住民票の写し、履歴書及び条例第8条の3第1項第1号に掲げる者に該当しないことを証する書類
- （2）申請者が法人の場合にあつては、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に掲げる書類
- （3）営業所又は店舗の平面図・付近見取図
- （4）専属責任技術者名簿
- （5）専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（登録をした市長の交付したもの）の写し
- （6）雇用関係を証する書類その他の責任技術者の専属を確認することができる書類
- （7）工事の施工に関し必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- （8）その他市長が必要と認める書類

3 前項第3号に掲げる営業所又は店舗の平面図・付近見取図は、第2号様式によるものとし、同項第4号に掲げる専属責任技術者名簿は、第3号様式によるものとする。

（指定工事店証の交付等）

第3条 市長は、条例第8条の2の規定による指定工事店の指定若しくは条例第8条の6第1項の規定による指定工事店の指定の更新を行ったとき又は条例第8条の10第2項の規定による届出（同項第2号から第4号までの規定に係るものに限る。）を受けたときは、当該指定を受けた者に対し、上尾市下水道指定工事店証（第4号様式。以下「指定工事店証」という。）を交付するものとする。

2 指定工事店証は、営業所内又は店舗内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、交付された指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに、上尾市下水道指定工事店証再交付申請書（第5号様式）を市長に提出して、指定工事店証の再交付を受けなければならない。

（指定の更新）

第4条 条例第8条の6第1項の規定による指定工事店の指定の更新は、当該指定工事店の指定の有効期間の満了する日の2月前までに、上尾市下水道指定工事店指定申請書（新規・継続）（第1号様式）を市長に提出して行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する申請書の提出について準用する。この場合において、同条第2項中「添付しなければならない」とあるのは、「添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる」と読み替えるものとする。

（指定の辞退及び異動の届出）

第5条 条例第8条の10第1項の規定による届出は、上尾市下水道指定工事店指定辞退届（第6号様式）を市長に提出して行うものとする。

2 条例第8条の10第2項の規定による届出は、上尾市下水道指定工事店異動届（第7号様式）を市長に提出して行うものとする。

（指定の取消し又は指定の効力の停止）

第6条 条例第8条の11第1項又は第2項の規定による指定の取消し又は指定の効力の停止は、上尾市下水道指定工事店指定取消・停止通知書（第8号様式）により行うものとする。

（指定工事店証の返納）

第7条 指定工事店は、条例第8条の11第1項又は第2項の規定により指定を取り消されたときは、直ちに、交付された指定工事店証を市長に返納しなければならない。

2 指定工事店は、条例第8条の11第2項の規定により指定の効力を停止されたときは、当該停止された期間、交付された指定工事店証を市長に返納しなければならない。

(責任技術者の登録の申請)

第8条 条例第8条の14の規定による責任技術者の登録の申請は、上尾市排水設備工事責任技術者登録申請書(新規・更新)(第9号様式)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
  - (2) 履歴書
  - (3) 写真
  - (4) 埼玉県下水道協会の実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験の合格証の写し
- (責任技術者の登録等)

第9条 条例第8条の13の規定による責任技術者の登録及び条例第8条の17第1項の規定による責任技術者の登録の更新は、上尾市排水設備工事責任技術者名簿(第10号様式)に登載するとともに、当該登録又は登録の更新を受けた者に対し、上尾市下水道排水設備工事責任技術者証(第11号様式。以下「責任技術者証」という。)を交付して行うものとする。

(責任技術者証の再交付)

第10条 責任技術者は、前条の規定により交付を受けた責任技術者証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに、上尾市下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書(第12号様式)を市長に提出して、責任技術者証の再交付を受けなければならない。

(登録の更新)

第11条 条例第8条の17第1項の規定による責任技術者の登録の更新は、責任技術者証に記載された当該登録の有効期間の満了する日の1月前までに、上尾市排水設備工事責任技術者登録申請書(新規・更新)(第9号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
  - (2) 履歴書
  - (3) 写真
  - (4) 責任技術者証及び埼玉県下水道協会の実施する更新講習の受講終了証の写し
- (登録替え)

第12条 条例第8条の18第1項の規定による登録替えをしようとする者は、上尾市排水設備工事責任技術者登録抹消申請書(第13号様式)に責任技術者証を添えて、市長に申請し、上尾市排水設備工事責任技術者登録抹消証明書(第14号様式)の交付を受けるものとする。

2 条例第8条の18第2項の規定による登録替えをしようとする者は、県内の他の市町村等の登録が抹消された日から2月以内に、上尾市排水設備工事責任技術者登録申請書(新規・更新)(第9号様式)に当該抹消を行った市町村等の長の交付した登録抹消証明書及び前条第2項第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(責任技術者の異動の届出)

第13条 条例第8条の21の規定による届出は、責任技術者異動届(第15号様式)に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、行うものとする。

2 第9条の規定は、前項に規定する届出があった場合について準用する。

(登録の取消し又は登録の効力の停止)

第14条 条例第8条の22の規定による責任技術者の登録の取消し又は登録の効力の停止は、上尾市排水設備工事責任技術者取消等通知書(第16号様式)により行うものとする。

(責任技術者証の返納)

第15条 責任技術者は、条例第8条の22の規定によりその登録を取り消されたときは、直ちに、交付された責任技術者証を市長に返納しなければならない。

2 責任技術者は、条例第8条の22の規定によりその登録の効力を停止されたときは、当該停止された期間、交付された責任技術者証を市長に返納しなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項第4号及び第11条第2項第4号の改正規定は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月27日規則第64号)

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令和3年10月20日規則第86号)

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

上尾市下水道指定工事店指定申請書(新規・継続)

(宛先)

上尾市長

申請者	ふ り が な 商 号	
	ふ り が な 代表者住所・氏名	電話 ( )
	ふ り が な 営業所・店舗所在地	〒 電話 ( )

[添付書類]

- 1 申請者が個人の場合は、契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではないことを証する書類
- 2 申請者(申請者が法人の場合は、代表者)の住民票記載事項証明書又は住民票の写し及び履歴書
- 3 申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではないことを証する書類
- 4 営業所又は店舗の平面図・付近見取図(第2号様式によるもの)
- 5 営業所又は店舗の外部及び内部の状態が分かる写真
- 6 専属責任技術者名簿(新規・解除)(第3号様式によるもの)
- 7 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
- 8 雇用関係を証する書類その他の責任技術者の専属を確認することができる書類
- 9 工事の施工に関し必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 10 既に指定工事店証の交付を受けている場合にあつては、その写し

営業所又は店舗の平面図・付近見取図

平面図

敷地面積  $m^2$

店舗面積  $m^2$

付近見取図

線 駅下車バス・徒歩 分

- (注) 1 営業所又は店舗の外部及び内部の状態が分かる写真を数枚添付すること。
- 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

年 月 日

専属責任技術者名簿

(宛先)

上尾市長

指定番号 第 号  
商号  
営業所・店舗 〒  
所在地  
電話 ( )  
代表者氏名

ふりがな 専属者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

年 月 日

上尾市下水道指定工事店証

上尾市長



下記の者は、上尾市下水道指定工事店として指定された者であることを証する。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 工 事 店 名 (商号)	
営 業 所 ・ 店 舗 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

上尾市下水道指定工事店証再交付申請書

(宛先)

上尾市長

申請者	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名 (商号)	
	ふ り が な 代 表 者 氏 名	
	営 業 所 ・ 店 舗 所 在 地	〒 電話 ( )
【理由及び経過説明】		

[添付書類]

上尾市下水道指定工事店証(毀損場合のみ)

年 月 日

上尾市下水道指定工事店指定辞退届

(宛先)

上尾市長

申請者	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名 (商号)	
	ふ り が な 代 表 者 氏 名	
	営 業 所 ・ 店 舗 所 在 地	〒 電話 ( )
【理由】		

[添付書類]

- 1 上尾市下水道指定工事店証
- 2 専属する責任技術者の責任技術者証の写し



(表)

第7号様式(第5条関係)

年 月 日

上尾市下水道指定工事店異動届

(宛先)

上尾市長

指定番号 第 号  
 指定工事店各(商号)  
 代表者氏名

異動事項	記入事項	新	旧
商号又は組織の変更	ふりがな 商号(組織)		
添付書類	商業登記簿謄本(法人の場合のみ)、指定工事店証及び専属する責任技術者の責任技術者証		
代表者の変更	ふりがな 氏名		
添付書類	商業登記簿謄本(法人の場合のみ)、指定工事店証、履歴書及び契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものではないことを証する書類		
代表者の住所変更	住所		
添付書類	住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書(商業登記簿謄本でも可)		
営業所又は店舗の移転	住所		
添付書類	営業所又は店舗の平面図・付近見取図及び写真、商業登記簿謄本(法人の場合のみ)、指定工事店証並びに固定資産物件証明書(建物登記簿謄本でも可)又は賃貸借契約書の原本及び写し		
電話番号の変更	電話番号		
添付書類	なし		
専属する責任技術者の異動又は変更	ふりがな 氏名		
	住所		
添付書類	専属する責任技術者の責任技術者証		

(裏)

専属する責任技術者の新規登録又は解除

ふりがな 氏名	住所	登録を行っている市町村等	摘要
		登録番号	
	〒		新規登録 解除
		第 号	
	〒		新規登録 解除
		第 号	
	〒		新規登録 解除
		第 号	
	〒		新規登録 解除
		第 号	
	〒		新規登録 解除
		第 号	
	〒		新規登録 解除
		第 号	
添付書類	新規登録の場合は、責任技術者の責任技術者証、雇用関係を証する書類その他の責任技術者の専属を確認することができる書類 解除の場合は、名簿を別葉とするとともに、責任技術者証は、原本を提示すること。		

(表)

第 号  
年 月 日

上尾市下水道指定工事店指定取消・停止通知書

様

上尾市長



上尾市下水道条例第8条の11(第1項 第2項)の規定に基づき、指定工事店の指定を取り消した(指定の効力を停止した)ので、次のとおり通知する。

指定 工事 店	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 商 号	
	ふ り が な 代 表 者 住 所 氏 名	電話 ( )
	ふ り が な 営 業 所 ・ 店 舗 所 在 地	電話 ( )
	指定工事店の指定の効力を停止した場合における効力停止期間 年 月 日から 年 月 日まで	

指定工事店の指定を取り消した(指定の効力を停止した)理由


## 教示

### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

上尾市排水設備工事責任技術者登録申請書(新規・更新)

(宛先)

上尾市長

申請者	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	〒
	電話番号	( )
	登録番号 (登録更新の場合のみ)	第 号
	勤務先	〒 所在地 会社名 電話

[添付書類]

- (1) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (2) 履歴書
- (3) 写真(最近6か月以内に撮影した上半身のもの 縦3cm×横2.4cm)2枚
- (4) 新規登録の場合……下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験の合格証の写し

登録更新の場合……責任技術者証及び更新講習の受講修了証の写し

登録替えの場合……登録抹消証明書



上尾市下水道排水設備工事責任技術者証

(表)

上尾市下水道排水設備工事責任技術者証	
氏名 生年月日 現住所	
写真 縦3cm 横2.4cm	有効期間 年 月 日まで 登録番号 専属工事店商号 専属工事店指定番号 発行年月日
上尾市長 <span style="float: right;">印</span>	

(裏)

異動事項	年月日	専属工事店名	専属工事店指定番号	備考
記 事				
※ 本証に関する責任技術者の責務				
1 排水設備の工事に関する業務に従事するときは、必ず本証を携帯し、市の職員等の求めがあったときは、提示しなければならない。				
2 本証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに、再交付を受けなければならない。				
3 氏名、住所等に異動があったときは、直ちに、市長に届け出なければならない。				
4 登録を取り消されたとき、又は登録の効力を停止されたときは、遅滞なく、本証を市長に返納しなければならない。				

※ なお、本証は、ラミネート加工により作成する。

年 月 日

上尾市下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書

(宛先)

上尾市長

申請者	ふ り が な 氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	住 所	〒	
	電 話 番 号	( )	
	登 録 番 号	第 号	
	専 属 工 事 店	指 定 番 号	第 号
		商 号	
所 在 地		電話 ( )	

[添付書類]

- 1 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- 2 写真(最近6か月以内に撮影した上半身のもの 縦3cm×横2.4cm)2枚



年 月 日

上尾市排水設備工事責任技術者登録抹消申請書

(宛先)

上尾市長

申請者 住所  
氏名  
電話 ( )

上尾市排水設備工事責任技術者の登録を抹消したいので、責任技術者証を添えて、次のとおり申請します。

所属下水道指定工事店	所在地	
	指定工事店名 (商号)	
	代表者氏名	
登録年月日	年 月 日	登録 第 号
責任技術者証の有効期間	年 月 日まで	
抹消したい理由		

第 号  
年 月 日

上尾市排水設備工事責任技術者登録抹消証明書

氏名

年 月 日生

(現登録年月日 年 月 日)

責任技術者証の有効期間の満了日 年 月 日

上記の者については、上尾市排水設備工事責任技術者の登録を抹消したことを証する。

年 月 日

上尾市長



年 月 日

責任技術者異動届

(宛先)

上尾市長

登録番号 第 号  
氏名

新住所	〒 電話 ( )		
旧住所	〒 電話 ( )		
ふりがな 新氏名		ふりがな 旧氏名	
新勤務先	名称 所在地	前勤務先	名称 所在地
工事店 指定番号	第 号	工事店 指定番号	第 号

〔添付書類〕

- 1 責任技術者証
- 2 氏名又は住所の変更の場合にあっては、住民票記載事項証明書又は住民票の写し



教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

---